

## 株式会社 保健科学研究所 育児休業取得率向上への取り組み

### 1.取り組みへの基本方針

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするために、保健科学研究所は育児休業取得率向上への取り組みを積極的に取り組んでまいります。

### 2.育児休業等の取得割合

公表前事業年度は次の期間を指します。

2022年4月1日～2023年3月31日

#### a.男性

育児休業取得率・・・0%

※公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等をした男性労働者数の割合

#### b.女性

育児休業取得率・・・100%

※公表前事業年度において出産した女性労働者に対する、公表前事業年度において育児休業等をした女性労働者数の割合

### 3.取り組み期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

### 4.取り組み目標

目標：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にします。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得する

女性職員・・・高取得率を維持させる（90%以上）

### 5.取り組み目標に対する対策

a.当社諸制度を整備し、入社時に制度の説明を行います。

b.男性職員が育児休業を取得できることを周知する為、管理職への情報共有を行います。

c.総務部は取得希望者に対して随時、個別に相談の機会を設けます。